◎調達機関番号　617　◎所在地番号　12

1　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　購入件名及び数量

No. 15　訓練用パソコン（岩手職業能力開発促進センター）　一式

No. 16　訓練用パソコン（山形職業能力開発促進センター）　一式

No. 17　訓練用パソコン（福島職業能力開発促進センター）　一式

No. 18　訓練用パソコン（会津訓練センター）　一式

No. 19　訓練用パソコン（富山職業能力開発促進センター）　一式

No. 20　訓練用パソコン（山梨職業能力開発促進センター）　一式

No. 21　訓練用パソコン（中部職業能力開発促進センター）　一式

No. 22　訓練用パソコン（滋賀職業能力開発促進センター）　一式

No. 23　訓練用パソコン（京都職業能力開発促進センター）　一式

No. 24　訓練用パソコン（島根職業能力開発促進センター）　一式

No. 25　訓練用パソコン（広島職業能力開発促進センター）　一式

No. 26　訓練用パソコン（山口職業能力開発促進センター）　一式

No. 27　訓練用パソコン（飯塚訓練センター）　一式

No. 28　訓練用パソコン（長崎職業能力開発促進センター）　一式

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　納入期限　仕様書による。

⑸　納入場所　仕様書による。

⑹　入札方法

①　入札は、上記１⑵の件名ごとに行う。

②　入札金額は、総価を記載すること。

③　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　令和７・８・９年度における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（以下「全省庁統一資格」という。）の「物品の製造」又は「物品の販売」で「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。

⑷　その他独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構契約担当役理事が別に定める資格を有することを証明した者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒261―8558 千葉県千葉市美浜区若葉３丁目１番２号　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構経理部契約第二課契約第二係　電話043―213―6438

⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から入札書提出期限の日までの間（土日、祝日を除く）に以下の通り電子メールにより交付依頼のあった者に対し交付する。なお、電子メール以外の方法にて交付を希望する場合は3⑴に問い合わせること。

①　宛先はkeiyaku@jeed.go.jpとすること。

②　件名は『「No. 15　訓練用パソコン（岩手職業能力開発促進センター）外13件」に係る入札説明書の交付依頼』とすること。

③　本文には、会社名、担当者名及び電話番号及び入札参加予定No. を記入すること。

⑶　入札書の提出期限　令和７年５月23日16時00分

⑷　開札の日時及び場所　令和７年７月10日10時00分～　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　高度訓練センター４階401会議室

4　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　この競争に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに必要な証明書等を入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者と決定する。

⑺　手続における交渉の有無　無。

⑻　その他　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Baba Ichiro, Executive Director of Accounting Department, Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

⑵　Classification of the Products to be procured : 14

⑶　Nature and quantity of the services to be required :

No.15　Training Personal Computer (Iwate Polytechnic Center) 1 set

No.16　Training Personal Computer (Yamagata Polytechnic Center) 1 set

No.17　Training Personal Computer (Fukushima Polytechnic Center) 1 set

No.18　Training Personal Computer (Aizu Polytechnic Center) 1 set

No.19　Training Personal Computer (Toyama Polytechnic Center) 1 set

No.20　Training Personal Computer (Yamanashi Polytechnic Center) 1 set

No.21　Training Personal Computer (Chubu Polytechnic Center) 1 set

No.22　Training Personal Computer (Shiga Polytechnic Center) 1 set

No.23　Training Personal Computer (Kyoto Polytechnic Center) 1 set

No.24　Training Personal Computer (Shimane Polytechnic Center) 1 set

No.25　Training Personal Computer (Hiroshima Polytechnic Center) 1 set

No.26　Training Personal Computer (Yamaguchi Polytechnic Center) 1 set

No.27　Training Personal Computer (Iizuka Polytechnic Center) 1 set

No.28　Training Personal Computer (Nagasaki Polytechnic Center) 1 set

⑷　Fulfillment period : As described in the specification

⑸　Fulfillment place : As described in the specification

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

③　have Grade A, B or C “Manufacture” or “sale” in terms of the qualification for participating in tenders specified by Single qualification for every ministry and agency (in fiscal year 2025―2027)